

不法投棄は犯罪です

南部町内では、道路沿いや空き地、または山林に、使わなくなった家電製品や家庭から出たゴミ(弁当空、ペットボトル、空き缶、衣類など)を捨てる行為が後を絶ちません。

不法投棄は美しい自然や地域の景観を壊すだけでなく、犯罪行為です。違反をした場合、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

町では、県と連携して巡回等を行い、不法投棄防止に努めています。町民の皆さまも不法投棄について、一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。ゆるさない」という思いで、不法投棄



不法投棄現場 (町内)

の発見や監視にご協力いただきますようお願いいたします。

また不法投棄は、一度捨てられた場所や管理が行き届かない場所に、繰り返し行われる傾向があります。

山林、空き地、駐車場などを所有されている方は、日頃からゴミを捨てられないように、ロープを張る、看板を取り付ける、草刈りや定期的な見回り等の対策をお願いします。

また、不法投棄の現場を見かけた方は、左記までご連絡ください。

【連絡先】町民生活課

天萬庁舎 TEL 64-3781
法勝寺庁舎 TEL 66-3114



実況見分の様子 (町内)

平成26年7月1日から

「男女雇用機会均等法施行規則」等が改正されます

■「間接差別」の対象範囲が

拡大します

これまで総合職の労働者を募集、採用する際に合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることが「間接差別」として禁止されてきましたが、改正後は、全ての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることが「間接差別」として禁止されます。

■職場におけるセクシュアルハラスメント対策の指針をより分かりやすくします

セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があると考えられるため、こうした言動を無くしていく事が、セクシュアルハラスメントの防止を高める上で重要であることを明示等



■その他、従来通達で示してきたコ

ース等別雇用管理について、内容を分かりやすく整理し、新たに告示として指針を制定しました

改正の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

○厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033232.html>
○鳥取労働局雇用均等室
TEL 0857-291709

放送大学 10月入学生募集

大学説明会・入学相談会(2回開催)

- 日にち/7月20日(土)
- 場所/米子市文化ホール
- 日にち/8月9日(土)
- 場所/米子市公会堂
- 時間/各日とも午後1時~4時
- 【問い合わせ先】
- 放送大学鳥取学習センター
- TEL 0857-37-2351